

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>子育て政策課</u>	No. 5
許認可等の内容		小児医療費助成に係る医療証の交付	
根拠法令及び条項		小田原市小児医療費助成条例（以下「条例」という。）第5条	
審 査 基 準	関係条項	条例第3条及び第4条第2項から第4項まで 小田原市小児医療費助成条例施行規則第4条から第6条まで	
	基準 (未設定の場合はその理由)	次の要件を全て満たす保護者(条例第2条第4項の保護者をいう。)に対し、医療証を交付する。 (1) 小田原市内に住所を有する小児(中学校の課程等を修了した日の属する月の末日までにあり、かつ、18歳に達する日の属する月の末日までの間にある者に限る)であって、条例第2条第6項の医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものの保護者 (2) 所得が532万円に扶養親族1人につき38万円(老人扶養親族の場合は44万円)を加算した額であること(お子さんが6歳に達する日以後の最初に到来する3月31日までの間にある場合は除く)。 (裏面に続く)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数14日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	<p>(3) 小児が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 生活保護法の規定による保護を受けている小児</p> <p>イ 児童養護施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター等の児童福祉施設その他の自己負担額(条例第4条第1項の自己負担額をいう。)に相当する額を国又は地方公共団体において負担している施設に入所している小児</p> <p>ウ 小規模住居型児童養育事業を行う者、里親に委託されている小児</p> <p>エ ひとり親家庭等医療費助成又は重度障害者医療費助成を受けている小児</p>
------------------	--------	--